新型コロナウイルス感染症による
国民健康保険料・後期高齢者医療保険料　減免の簡易フローチャート

主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により
死亡した、または重篤な傷病を負った

はい

いいえ

主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響で、会社都合により離職し、
雇用保険の失業給付を受けた（非自発的失業）
※離職時点で 65 歳未満
※雇用保険受給者資格証の離職理由「11・12・21・22・23・31・32・33・34」の方
※後期高齢者医療保険に加入している方は「いいえ」に進んでください

はい

いいえ

主たる生計維持者について、給与収入のほかに
事業収入、不動産収入、山林収入の減少が見込まれる

はい

いいえ

非自発的失業者の軽減制度の適用
により保険料(税)を軽減します

【収入減少基準】 ①②③全ての条件を満たす
基準①　主たる生計維持者のいずれかの収入が令和2年と比べて3割以上減少見込
（給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入）
基準②　主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額が 1,000 万円以下
基準③　主たる生計維持者の減少が見込まれる所得以外の令和2年の所得が
400 万円以下

はい

いいえ

申請により
保険料（税）が免除または減額となります

新型コロナウイルス感染症による
保険料（税）減免の対象外です